

関門海峡ミュージアム管理要綱

第1章 総論

(趣旨)

第1条 この要綱は、

- (1) 福岡県関門海峡ミュージアム条例(平成14年福岡県条例第76号。以下「県条例」という。)
 - (2) 福岡県関門海峡ミュージアムの管理に関する条例(平成15年北九州市条例第15号。以下「県管理条例」という。)
 - (3) 福岡県関門海峡ミュージアムの管理に関する条例施行規則(平成15年規則第51号。以下「県管理条例規則」という。)
 - (4) 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第6号。以下「産観条例」という。)
 - (5) 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和47年規則第34号。以下「産観条例規則」という。)
- に定めるもののほか、福岡県関門海峡ミュージアム及び北九州市関門海峡ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この要綱は、目的外利用を許可した施設以外のミュージアムの各施設について規定するものとする

(開館時間)

第3条 ミュージアム内の各施設の開館時間及び休業日は、次のとおりとする(県管理条例規則第1条及び産観条例規則第1条別表第1(第1条関係)のとおり)。

施設名	開館時間	休業日
関門海峡ミュージアム展示ゾーン ギャラリーホール 海峡レトロ通り	午前9時から午後5時まで	—
多目的ホール	午前9時から午後10時まで	
駐車場	午前8時から午後11時まで	

2 特に必要がある場合は、前項の開館時間及び休業日を変更することができる。

第2章 一般観覧

(展示室観覧料等)

第4条 観覧料等は、県管理条例第2条第3項別表(第2条関係)並びに産観条例第6条

第1項別表第3（第6条関係）の中欄及び右欄に定める額の範囲内において、ミュージアムの指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

2 市長は前項の承認を行ったときは、産観条例規則第5条に基づき速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

（観覧料等の減免）

第5条 県管理条例第3条及び産観条例第7条の規定に基づき、次に定めるところにより観覧料等を減免することができる。

【展示室の観覧料及び海峡こども広場入場料】

区 分	減免割合
（1）県内の65歳以上の高齢者又は公的機関が発行した北九州市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書（住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等）を交付された者及び福岡市発行のシルバー手帳又は公的機関発行の65歳以上の市民であることを確認できる証明書を交付された者が利用する場合。	2割
（2）65歳以上の熊本市民で、公的機関発行の65歳以上の市民であることを確認できる証明書を交付された者が利用する場合。	2割
（3）65歳以上の鹿児島市民で、公的機関発行の65歳以上の市民であることを確認できる証明書を交付された者が利用する場合。	2割
（4）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する県内の学校（大学及び高等学校並びに高等専門学校を除く。以下「学校」という。）の児童、生徒及び園児が教育上の目的のために教職員に引率されて利用する場合並びにその引率者が利用する場合。	5割
（5）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する県内児童福祉施設に入所又は通園している幼児及び少年が教育上の目的のために児童福祉施設の職員に引率されて利用する場合並びにその引率者が利用する場合。	5割
（6）県内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けた者が利用する場合。	10割
（7）県内に居住し、療育手帳の交付を受けた者が利用する場合。	10割
（8）県内に居住し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が利用する場合。	10割
（9）福岡県発行の戦傷病者手帳を交付された者が利用する場合。	10割
（10）マスコミ等の取材で、門司港レトロや本市のPRに役立つと考えられる者が利用する場合	10割
（11）本県及び本市を視察等の目的で来北した者を対象とし、行政内部から申請があった者が利用する場合	10割
（12）その他特に必要があると認めるとき	—

- (注1) 療育手帳、身体障害者手帳(障害の程度が1級から4級までのものに限る)を所持した者が利用するときの、付添人の観覧料については、当該手帳を所持した者と同一に取り扱うものとする。
- (注2) (4)及び(5)並びに(10)から(12)に該当する場合、観覧料等の減免を受けようとする者は、観覧料・利用料金等減免申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- (注3) (12)の場合、減免率はその都度決定する

【駐車場利用料金】

(1) 福岡県内に居住し、身体障害者手帳(障害程度が1級から3級まで)の交付を受けた者が運転する普通自動車、又は同乗する普通自動車。	5割
(2) 福岡県内に居住し、身体障害者手帳(下肢又は肢体不自由の障害で、障害の程度が4級から6級まで)の交付を受けた者が運転する普通自動車。	5割
(3) 福岡県内に居住し、療育手帳Aの交付を受けた者が運転する普通自動車、又は同乗する普通自動車。	5割
(4) 福岡県内に居住し、精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けた者が運転する普通自動車、又は同乗する普通自動車。	5割
(5) その他特に必要があると認めるとき	—

- (注1) (5)の場合、減免率はその都度決定する。また、減免を受けようとする者は、観覧料・利用料金等減免申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(入館の制限)

第6条 次の各号の一に該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 展示品、建物、施設、設備等を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) 騒音もしくは怒声を発し、又は暴力を用いるなど他の利用者の迷惑となるとき。
- (4) 酩酊しているとき。
- (5) 許可を受けずに館内で販売行為を行ったとき。
- (6) 許可を受けずに館内で火気を使用したとき。
- (7) 指定の場所以外で飲食及び喫煙を行ったとき。
- (8) 動物(但し盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く)および危険物を持ち込んだとき。
- (9) 他の利用者に危害もしくは迷惑を及ぼす恐れがあるとき。
- (10) 施設管理者の指示に従わないとき。
- (11) その他管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定に基づき入館を拒み、又は退館を命じたことによって、入館者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

第3章 貸館等

(利用の申請及び許可等)

第7条 ミュージアムの施設及び設備を利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)は、利用申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

2 利用の申請は、利用しようとする日の3ヶ月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りではない。

3 第1項の許可を受けた者の利用は、1回の利用につき7日以内とする。ただし、特に必要がある場合にはその限りではない。

4 第1項の申請書の受付日及び利用日が重複した場合の優先順位は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合にはその限りではない。

優先順位	イベント内容
第1順位	市の主催・共催イベント
第2順位	民間主催の非営利イベント(ただし、市が後援するものを優先)
第3順位	民間主催の営利イベント(ただし、市が後援するものを優先)

(注1) 「非営利」とは、入場無料もしくは入場料が1,000円以内のイベントとする。

(注2) 「営利」とは、入場料が1,000円を超えるイベントとする。

5 管理上必要がある場合は、条件を付して利用を許可することができる。

(諾否の決定及び利用許可の通知等)

第8条 利用の申請があったときは必要な申請を行い、申請の諾否を決定するものとする。

2 管理上必要があると認めるときは、条件をつけて利用を許可することができる。

3 利用を許可したときには、すみやかに利用許可書を交付するものとする。

(利用料金)

第9条 ミュージアムの施設及び設備の利用料金は、産観条例第6条第1項別表第3(第6条関係)の中欄及び右欄並びに産業条例規則第3条別表第3(第3条関係)の中に定める額の範囲内において、ミュージアムの指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

2 市長は前項の承認を行ったときは、産観条例規則第5条に基づき速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用目的のために認められた以外の物品を展示し、販売し、又は持ち込まないこと。

(2) 飲食については、原則として認めないものとする。ただし、内容によっては、条件付きで許可できる。

- (3) 喫煙しないこと。
- (4) 火気を使用しないこと。
- (5) 壁、柱等に張り紙、釘打ち等をしないこと。
- (6) 承認を受けた設備・器具以外のものを使用しないこと
- (7) 器具等を館外に持ち出さないこと。

(利用許可の不許可、取り消し等)

第11条 次の各号の一に該当するときは、施設の利用を許可せず、利用の許可をした場合においても利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 建物、施設、設備等をき損するおそれがあるとき。
- (4) 犯罪行為又は犯罪行為を讃え、あおり、そそのかす等の行為があると認められるとき。
- (5) 危険物を伴う利用であるとき。
- (6) 偽りその他不正な手段で承認を受けたとき。
- (7) 施設管理者の指示に従わないとき。
- (8) 他の利用者に危害もしくは迷惑を及ぼす恐れがあるとき。
- (9) 宗教的活動を伴う利用であると認められるとき。
- (10) 施設の運営コンセプトを損なうと認められるとき。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (12) その他、管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定に基づく利用の許可の取り消し又は利用の停止によって、利用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付)

第12条 利用希望者は、利用の承認の際、条例及び規則の定める利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により利用料金を後納しようとする者は、利用料金後納願を提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 産観条例第7条の規定に基づき、利用料金を次のとおり減免することができる。

区分	減免割合
(1) 市が主催する行事に利用するとき	10割
(2) 市が共催する事業等に利用する場合	5割

2 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の不返還)

第14条 既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を返還する。

(1) 天災その他利用者の責めによらない事由により利用できないとき 利用料金の全額

(2) 利用日の40日前まで利用者が利用の取りやめを申し出た場合で市長が相当の理由があると認めるとき 利用料金の5割に相当する額

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、ミュージアムを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第16条 利用者は、ミュージアムに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、ミュージアムの利用を終了したときは、直ちに、利用した部分を原状に回復しなければならない。産観条例第8条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の停止を命じられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第18条 ミュージアムに損害を与えたものは、その損害を賠償しなければならない。

(施設管理者の立ち入り)

第19条 利用者は、施設管理者が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関し、必要な事項は産業経済局長が別に定める。

(諸様式)

第21条 ミュージアムの利用に関する様式は、次のとおり。

(1) 利用申請書 第1号様式

(2) 利用許可書 第2号様式

(3) 利用料金後納願 第3号様式

(4) 利用料金減免申請書 第4号様式

(5) 利用取りやめ申請書 第5号様式

付 則

この要綱は、平成15年4月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年9月21日から施行する。

(様式第1号)

整理番号	受付年月日	担当者	係長	副館長
第 号	年 月 日			

関門海峡ミュージアム

利用申請書

指定管理者 様

令和 年 月 日

申請者 (〒 -)

住所 (所在地) _____

氏名 (団体名) _____

(代表者名) _____ Tel : () - _____

(生年月日) 大・昭・平 年 月 日生 (性別) 男・女

(担当者) _____ Tel : () - _____

fax : () - _____

次のとおり関門海峡ミュージアムの施設利用を申請します。

また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する
場合があることに同意します。

会議等の名称			
会議等の 内容・目的	(営利目的 有・無)		
利用日時	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで		
利用施設	<input type="checkbox"/> 多目的ホール		
利用人数	人	入場予定者数	
入場料又は 受講料の徴収	<input type="checkbox"/> 徴収する (料金 : 円) <input type="checkbox"/> 徴収しない		
備考			

利用料金	施設利用料金	設備利用料金	
	円	円	
調停 (領収) 年月日			
利用承認年月日	令和 年 月 日	利用承認番号	第 号

貸出備品一覧表

	名称	単価	利用数	小計
映写設備	液晶プロジェクター	1,500 円		
	オーバーヘッドカメラ	375 円		
	スクリーン	250 円		
	デジタルビデオデッキ	1,500 円		
	DVDデッキ	700 円		
	レーザーポインター	250 円		
音響設備	ワイヤレスマイク	500 円		
	マイクロホン	125 円		
	マイクロホンスタンド（床置型）	50 円		
	マイクロホンスタンド（卓上型）	25 円		
	ホール備付音響システム	2,000 円		
照明設備	ボーダーライト	100 円		
	アッパーポリゾントライト	100 円		
	ローアポリゾントライト	100 円		
	スポットライト	60 円		
	ピンスポットライト	325 円		
舞台設備	簡易ステージ	75 円		
	ユニット式ステージ	1,300 円		
	演台	75 円		
	花台	50 円		
	コードリール	75 円		
その他	展示用パネル	200 円		
合 計				

(様式第2号)

(公印省略)

関門海峡ミュージアム

利用許可書

第 号
令和 年 月 日

申請者 (〒 -)

住所 (所在地) _____

氏名 (団体名) _____

(代表者名) _____ TEL : () - _____

(担当者) _____ TEL : () - _____

指定管理者 _____

次のとおり関門海峡ミュージアムの施設利用を許可します。

会議等の名称			
会議等の 内容・目的	(営利目的 有・無)		
利用日時	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで		
利用施設	<input type="checkbox"/> 多目的ホール		
利用人数	人	入場予定者数	
入場料又は 受講料の徴収	<input type="checkbox"/> 徴収する (料金: 円) <input type="checkbox"/> 徴収しない		
備考			

【注意事項】

- ◎ 利用時間の厳守をお願いします。超過して利用する場合は追加料金が必要です。
(ただし、多目的ホールは22時以降の延長はできません)
- ◎ 壁・柱などへの張り紙や釘打ち等は、固くお断りします。
- ◎ 机・椅子を移動してご利用になった場合は、必ず元に戻してください。
- ◎ 館内は禁煙です。ごみはお持ち帰りください。
- ◎ いったん納入された利用料金は、特別な場合を除いて返還いたしません。

関門海峡ミュージアム 利用料金後納願

令和 年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 _____
団 体 名 _____
代 表 者 名 _____ 印
担当者 _____
TEL () _____
FAX () _____

下記の理由のため、関門海峡ミュージアム利用料金の後納を承認くださいますようお願いいたします。

会 議 等 の 名 称	
利 用 年 月 日	令和 年 月 日
利 用 施 設 名	
後 納 理 由	
請 求 先 (申請者と異なる場合のみ記入してください)	
支 払 い 予 定 期 限	令和 年 月 日
※ 確 認	令和 年 月 日

関門海峡ミュージアム 利用取りやめ申請書

指定管理者 様

令和 年 月 日

申請者 (〒 _____)
住所 (所在地) _____
氏名 (団体名) _____
(代表者氏名) _____ 印
担当者氏名 _____
TEL:(_____) _____
fax : (_____) _____

次のように、関門海峡ミュージアムの利用をとりやめたく申請します。

会議等の名称			
利用申請年月日	令和	年	月 日
利用予定年月日	令和 年 月 日 (曜日・祝) から 令和 年 月 日 (曜日・祝) まで		
利用をとりやめようとする施設			
利用をとりやめようとする理由			
既納の利用料金	円	収入番号	※

※印欄は記入しないで下さい。